

第35回基本計画策定・推進専門委員等会議事前通告質問一覧

(第5次男女共同参画基本計画案及び同計画の検討結果を踏まえることとされた要望・意見に対する対応の検討)

第35回基本計画策定・推進専門委員等会議事前通告質問一覧

	構成員	要望番号	意見・質問	意見・質問事項	担当府省庁
1	中島構成員	108 109 114	質問	<p>現在日本の公的な機関において、性暴力被害者の滞在が可能な施設は婦人保護施設のみであると思われる。婦人保護施設における性暴力被害者の保護・入所の実態については厚生労働省で「婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究」（平成29年度実施）が行っているが、これを見ると、過去3年間の入所者の数が非常に少ない（10人未満が57.4%）。現在、婦人保護施設での性暴力被害者支援の取り組みがどのようになっているのかについてご説明を頂きたい。具体的には、入所者数の推移、警察との連携である。また、要望109への説明として、公的機関と民間の連携による居場所の確保とあるが、具体的にどのような機関を想定し、どの程度増やす予定なのかご説明願いたい。</p>	厚労省
2	中島構成員	108 109 114	意見	<p>性暴力被害者の中でも、住居等が被害場所であるため、あるいは身内等の被害により一時的に別の住居を望む被害者も少なくないと思われる。警察等でホテルを用意する場合もあると聞いているが、支援員のいる婦人保護施設ではケアも実施できることからより活用されることが必要と思われる。また、性虐待の被害者においては、18歳を超えると居住施設がない（18歳以下であれば、児童保護施設が利用できる）。性虐待の被害者は成人近くなってあるいは成人に達してからようやく被害を訴えることができるようになり、実家を出たいと願うが、行き先がない。このような被害によって自立能力が損なわれているため経済的自立が困難な場合も少なくない。隣国の韓国では、スマイルセンターが全国に整備され、居住と精神的なケア（PTSDの専門治療を含む）が可能である。また、性虐待の被害者を対象とした長期居住が可能なシェルターも多い。現在日本で性暴力被害者の滞在ができる公的施設は婦人保護施設のみであることから、より必要としている被害者が利用できるように、警察との連携の強化や、施設の人員体制の強化などが望まれる。</p>	厚労省 内閣府 警察庁
3	中島構成員	113 114 115	意見	<p>厚生労働省において長年「PTSD対策専門研修」が実施されており、一昨年から「犯罪・性犯罪被害者コース」も設けられ、重点課題の一つである「犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者のありかた及びその養成のための施策の実施」の一助になっているが、いずれも短期間（1-2日）の研修であり、この研修をもって医療者がPTSDの専門的知識を習得したり、犯罪被害者に関連する司法知識までを習得するのは困難と思われる。過去においては、国立精神神経医療研究センターにおいて3日間の犯罪被害者メンタルケア研修を実施していたが、現在それは行われていない。要望を実現するためには、現在の導入的な研修だけでなく、実際に対応が可能なレベルまでのアドバンスの研修の実施を望むものである。</p>	厚労省
4	中島構成員	161 162	質問	<p>忙しい婦人科医療の現場で性暴力被害者に接する上でトレーニングを受けた看護師（フォレンジック・看護学会による性暴力被害者支援看護師（SANE）など）の存在は大きい。積極的に医療機関がこのような看護師を設置するためには、清紡織被害者の対応や証拠採取の業務を看護師の特定行為と位置づけ、医療保険の対象とするなどの方法も考えられる。現在、フォレンジック・看護学会ではそこの要望が出されていないようであるが、このような対応を実現するための方法についてご教示いただきたい。</p>	厚労省

5	中島構成員	164 ～ 172	質問	性暴力被害者のワンストップ支援センターの施設・体制の促進は多くの要望があるところである。警察庁、内閣府から支援を充実する とあるが、どのような予算規模で、どのような形で支援の促進を図るのかももう少し具体的にご説明いただきたい。	内閣府 警察庁
6	中島構成員	470 ～ 473	質問	学校教育において性暴力の予防、また被害後の対応についての教育は従来から望まれていたが、性教育都の混同からなかなか進まない 現状があった。この度、「性犯罪・性暴力被害者のための強化の方針」（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議 決定を受けて学校教育の中でデートDVの予防・対応についての指導が盛り込まれるとあるが、性暴力、性虐待の予防・対応についてはど のような形で指導をされる予定なのかご教示いただきたい。	文科省
7	中島構成員		意見・質問	「第5次男女共同参画基本計画にあたっての基本的な考えかた(骨子案)」において、性犯罪・性暴力への対策の推進の基本的方向において 「①性犯罪・性暴力の被害者が躊躇せずに被害を訴え、又は相談し、包括的に支援が受けられるよう、関係府省が連携し、医療や法的支 援など被害者の立場に立った効果的な支援体制の整備を進める。②専門機関等の支援体制を整備し、被害者の心身の負担軽減に配慮しつ つ、被害直後から中長期に至るまで、専門性の高い必要な支援を切れ目なく実施し、回復を図る。」が挙げられている。また34回会議に おいて配布された資料「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」からの性犯罪・性暴力対策の強化の方針として、「病院など地 域における関係機関との連携強化 性犯罪・性暴力被害者支援において、病院（産婦人科、精神科等）との連携は重要であり、病院にセ ンターを設置することや、必ずつながることができる中核的病院との連携について、特に中長期的な関係の安定を見据えた公的病院や公 的病院への設置や提携を含め、関係強化を図る」とある。これに関連した要望として、本検討会の要望Bとして挙げられた項目（要望 142）に、「医療提供という側面においては、精神保健福祉センターのみの対応では十分ではないことが考えられる。国立病院機構に属す る国立病院、全国自治体病院などの公的病院の医療従事者（精神科、婦人科、小児科、救命救急等被害者の受診する可能性のある科の医 師、看護師、ソーシャルワーカー、精神保健福祉士、公認心理師・臨床心理士）に犯罪被害者の支援やケアについて研修を行うことを提 唱したい。公的病院が、被害者への理解を深めることで、地域の被害者が安心してかかることのできる医療拠点となることが地域に密着 した被害者支援を行うことで非常に重要であると考えられる。また、いくつかの基幹病院を選定し、犯罪被害に起因するPTSD、複雑性悲 嘆等の疾病について、エビデンスに基づいた治療を安定的に提供できる体制も必要である。」があげられる。33回会議においては、この 点を特に施策として取り上げられることがなかったが、このたびの男女共同参画基本計画や性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会 議の方針や施策とあわせて、推進すべき検討項目ではないかと考えられる。医療における拠点病院については、がん診療連携拠点病院や 摂食障害治療支援センター設置事業等すでに組みが行われているところがあり、がん診療連携拠点病院については国のがん対策基本 法に基づく施策であることから、犯罪被害者等基本法においてもこのような拠点病院の設置を行うことは妥当ではないかと考えられる。	厚労省

第35回基本計画策定・推進専門委員等会議事前通告質問一覧

	構成員	要望番号	意見・質問	意見・質問事項	担当府省庁
1	中曽根構成員	110	質問	性犯罪被害者の自助グループ（若年性暴力被害者の自助グループも含む）の継続支援をしていくことは、中長期的で難しい支援と考えるが、どのような支援体制を考えているのか。	厚労省
2	中曽根構成員	112	質問	婦人保護事業の見直しについて、どのような経緯から見直すことになり、具体的には何を見直し、そしてその時に男性やトランスジェンダーの議論が入らなかった理由について教えてほしい。	厚労省
3	中曽根構成員	165	質問	改定要望（記載に関して）に対する検討結果はあるのか。	警察庁
4	中曽根構成員	170	意見・質問	性犯罪・性暴力被害者の方が、被害届けを躊躇していて、後に届け出を出そうとした場合に対応できるよう、協力が得られる医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組が進められることはとても大切なことだと思う。また、医療機関併設型でないワンストップ支援センターに性犯罪証拠採取キットを整備し、医療機関との連携をしていく支援体制については考えているのか。	警察庁 内閣府

5	中曽根構成員	386	意見	<p>同じ学校の児童生徒同士が加害者・被害者の場合の対応について、被害児童に落ち度があるような形で学校側から対応され、被害児童はもちろんのこと、被害児童の親も加害児童だけが守られていると感じ、学校の対応に失望されることもあると聞いている。教職員の方達の、被害児童・被害児童の親への理解・配慮、他機関との連携の強化をお願いしたい。</p>	文科省
6	中曽根構成員	497	意見	<p>ワンストップ支援センターでは、もちろん性別にかかわらず相談は受け付けているが、まだまだワンストップ支援センターが周知されていないと感じている。男性の相談者については、より自分が相談できる場所・機関を知らない潜在化された被害者と考えられると思うので、広報には男性の被害者も相談しやすいような工夫も今後は必要ではないか。</p>	内閣府

第35回基本計画策定・推進専門委員等会議事前通告質問一覧

	構成員	要望番号	意見・質問	意見・質問事項	担当府省庁
1	正木構成員	109	質問	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的にホテル等で宿泊する際の費用の補てんについては検討したのか。したのであれば、検討結果について教えてほしい。 ・一時避難後の場所の確保の支援の内容について教えてほしい。 	厚労省
2	正木構成員	111	質問	被害者が安心できる環境を取り戻すための居住、就労支援のための予算措置はどのようになっているのか教えてほしい。	内閣府
3	正木構成員	158	質問	計画案文の2つ目の公表の時期を教えてください。	警察庁
4	正木構成員	167	質問	ワンストップ支援センターについて、国も事業主体となって関与することはできないのか。できない理由を教えてください。	内閣府
5	正木構成員	172	質問	計画案文の警察官に対する教育・研修について、同391では具体的な記載があるのに、同172では淡泊な記載にとどまっている理由を教えてください。	警察庁
6	正木構成員	180	質問	「ワンストップ支援センターの周知を図ることとしており、引き続き、周知徹底に努めてまいりたい」とあるが、具体的な周知方法について教えてください。	内閣府
7	正木構成員	232	質問	教育・研修について、同391では具体的な記載があるのに、同232では淡泊な記載にとどまっている理由を教えてください。	警察庁
8	正木構成員	235	意見	民生委員・児童委員は、地域の福祉支援等を行っており、犯罪被害者支援の知識等を習得していることも重要である。ぜひ、民生委員・児童委員も対象に加えてほしい。	厚労省
9	正木構成員	386	質問	<ul style="list-style-type: none"> ・性被害について、児童・生徒に対する教育体制がどうなっているのか、教えてほしい。 ・また、児童に対しての教育内容、生徒に対しての教育内容について教えてほしい。 	文科省

10	正木構成員	471 473	意見・質問	<ul style="list-style-type: none"> ・性教育を計画には記載しない理由を教えてください。（質問） ・性教育の取組を計画案文に入れてほしい。もし、性教育という文言に抵抗があるのであれば、性被害、性暴力についての教育というような文言を工夫して入れることを検討していただきたい。（要望） ・性教育は誰がしているのか。（質問） ・教員からの被害もよく報道されている現状から、児童・生徒の心情を考慮すると、性教育専門員（仮称）のような制度等を検討してほしい。（意見・要望） 	文科省
----	-------	------------	-------	---	-----

第35回基本計画策定・推進専門委員等会議事前通告質問一覧

	構成員	要望番号	意見・質問	意見・質問事項	担当府省庁
1	伊藤構成員		意見・質問	「検討結果」の欄をみると、「二次的被害」（警察庁）と「二次被害」（おもに文科省）の用語が見られるが、統一の必要はないか。要望意見では「二次被害」が用いられており、その方が一般的であり、第四次計画では「二次被害」に統一することを望みたい。	警察庁
2	伊藤構成員	234 235	意見・質問	地方公共団体職員等の育成、意識の向上のため「犯罪被害者等施策講演会」を設けるのは意味のあることだと思うが、この名称でよいか。「犯罪被害者等施策」なのか「犯罪被害に関する施策」なのか、この会で取り上げる内容がわかるネーミングが好ましい。また「講演会」というのもやや違和感あり、一方的に情報を得るより参加者との双方向で学べるようにした方がよいのではないか。	警察庁
3	伊藤構成員	237 434	意見	被害が潜在化しやすい児童について、とくに児童ポルノの被害は今まで「被害者支援」の中であまり取り上げられてこなかったと思うが、暗数も多く日本社会の中で蔓延しつつあり被害児童に与える影響は深刻である。被害に遭ってしまった児童のケア・支援だけでなく、加害者の取り締まりの強化、この種の犯罪についての児童への啓発・予防なども、ぜひ取り組んでいただきたい。	警察庁